

基本目標③ 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします

方向性(1) ひとり親家庭等への支援

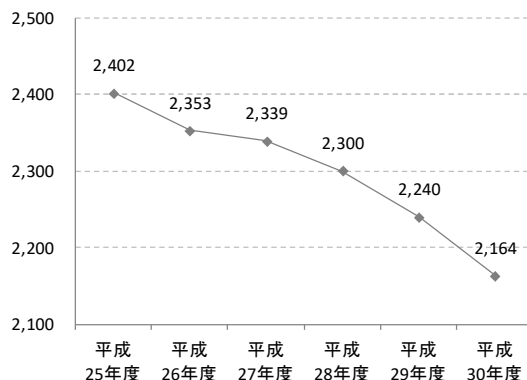
現状と課題

ひとり親家庭への手当の受給者数の推移によると、区内のひとり親家庭は減少傾向にあると推測されますが、母子・父子相談件数は以前より増加しており、ひとり親家庭が子育てと仕事を両立していく上で多くの困難に直面している状況にあることが分かります。

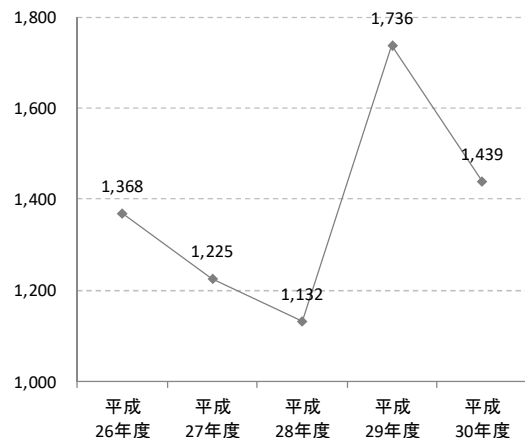
子育てには、保育、教育、医療等のさまざまな費用が必要です。その中で、ひとり親家庭が就業により、一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや、安心して子育てができるような相談体制の充実を図り、子育てへの経済的・心理的負担の軽減を図っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の場合、親が子どもと関わる時間を確保することが難しく、子どもの悩みを親が十分に受け止められないことがあるという課題もあります。子どもの悩みを受け止め、子どもの成長を支援する環境を地域社会全体で整えていくことが求められています。

＜児童育成手当受給者数の推移＞



＜母子・父子相談件数の推移＞

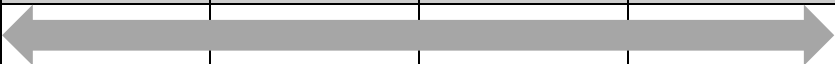


資料：「墨田区の福祉・保健」

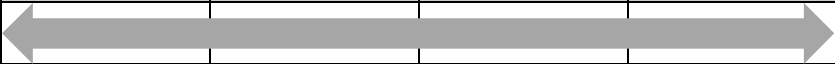
今後の方向性

- 各種手当や医療費の助成、その他の福祉サービスの充実のほか、就労支援等を通じて、経済的に自立した生活を送ることができるための支援を行います。
- 相談窓口において、一人ひとりの状況を丁寧に聞き取り、必要な情報提供を実施し、適切な支援環境につなぐことによって、ひとり親家庭の自立を支援します。

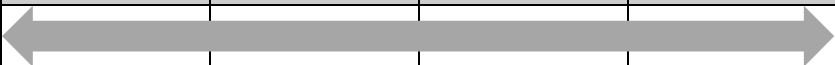
8 0 ひとり親家庭の医療費の助成 (子育て支援課)

事業概要	目的	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				
	具体的内容	ひとり親家庭等が医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	
						

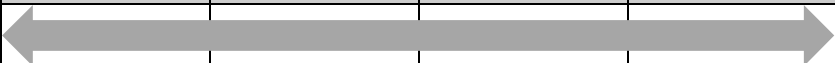
8 1 東京都母子及び父子福祉資金（技能習得資金）の貸付 (生活福祉課)

事業概要	目的	ひとり親家庭の保護者が必要な知識・技能を習得するために必要な費用を貸付けることで、就労につなげ、生活の安定を図る。				
	具体的内容	事業を開始し、又は就職するための資格・技能習得のため、修学する専門学校等の入学金、授業料、材料費等の貸付を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	
						

8 2 ひとり親家庭自立支援給付金事業 (生活福祉課)

事業概要	目的	就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付し、就職や収入の増加につなげ、生活の安定を図る。				
	具体的内容	区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付するほか、看護師や保育士等の国家資格を取得するために養成機関へ通う期間中、生活費の一部として訓練促進給付金を給付します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	
						

8 3 ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業 (生活福祉課)


事業概要	目的	緊急的に必要になった資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
	具体的内容	保護者の病気、冠婚葬祭などにより資金が必要となった時に、5万円を限度として応急に貸付を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	
						

Ⅲ 住まいの支援

多くの困難を抱えるひとり親家庭の住まいを確保することで、落ち着ける環境を整え、自立に向けた支援につなげていきます。


8 4 母子生活支援施設

(生活福祉課)

事業概要	目的	支援が必要な母子世帯について、支援を行いながら自立の促進を図る。				
	具体的内容	経済的な理由や住居が無い等の事情により、子どもを十分に養育することが困難な場合に、母子世帯を生活支援施設に入所させて保護するとともに、生活の支援としてきめ細かいサポートを実施します。				
対象ライフステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

8 5 母子緊急一時保護事業

(生活福祉課)

事業概要	目的	緊急的な避難が必要な方を一時的に保護することで、落ち着いた環境の中で自立に向けた援助に取り組む。				
	具体的内容	指定施設への一時的な入所、一時宿泊先の確保等により、家庭内のトラブルなどで緊急的な避難が必要な母子又は女性を保護し、落ち着いた環境の中で必要な保護・相談・指導を実施することで、対象者の自立を援助します。				
対象ライフステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

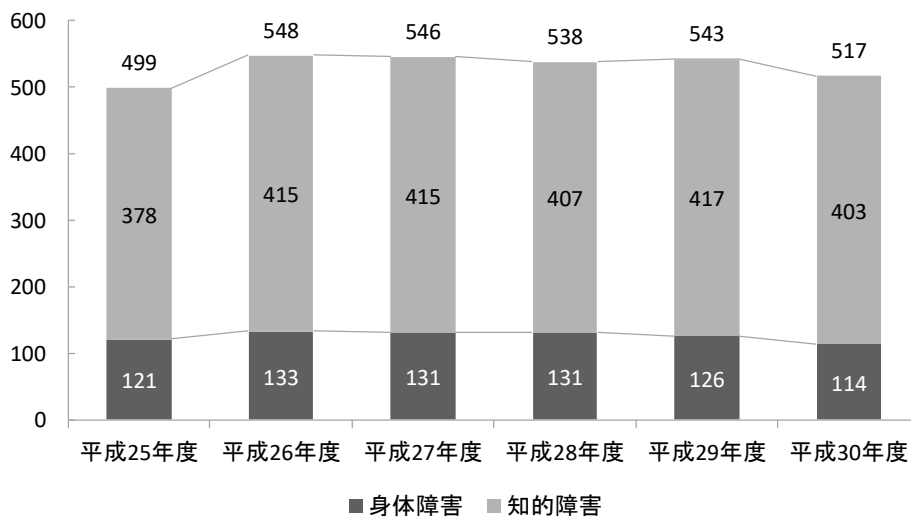
現状と課題

区では、幼稚園・保育園や学童クラブなどにおいて配慮が必要なお子さんを受け入れているほか、特別支援学級を設置するなどして、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。障害の有無に関わらず、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を伸ばしていけるよう、地域社会の中で成長できる環境を整備していく必要があります。

障害のある子どもへの支援に当たっては、就学前の保育・教育体制の整備、療育に携わる施設の質の維持・向上が課題となっています。また、知的、身体、精神の障害に比べて早期発見が難しく、支援の取組が遅れている学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある子どもとその家庭への支援の充実が求められています。

特に発達障害は、一見してわかる障害ではない場合もあり、親子ともに認識のない場合や診断を受けてない場合も多く、学習の遅れや意欲の低下、対人恐怖症等を招き、不登校になることもあります。そのため、早期発見、早期対応が必要です。

＜18歳未満の障害児数（障害者手帳交付者数）の推移＞



資料：「墨田区の福祉・保健」

今後の方向性

- 発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保護者が相談しやすい体制の整備や、保育所、幼稚園、学校等の保育・教育施設や子育て支援総合センター、保健センター、医療機関等の関係機関の連携体制の構築、発達障害児の保護者同士の交流支援など、発達障害児とその家庭への支援を充実・強化していきます。
- 児童発達支援センター「みつばち園」を中心に、心身の発達に遅れや障害のある子どもに質の高い療育を提供するとともに、区内の障害児を預かる施設を支援し、療育の質の確保と向上を図ります。

I 幼稚園・保育園・学童クラブでの受入

特別な配慮を要する子どもを幼稚園等で受け入れ、集団の中で保育・育成を行い、自立と社会参加を支援していきます。

8.6 幼稚園等における特別支援教育

(子ども施設課、学務課)

事業概要	目的	幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別な配慮を要する幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する。				
	具体的内容	区立幼稚園においては、介助があれば集団保育に適応できることを条件に特別な配慮を要する幼児を受け入れます。 私立幼稚園においては、特別な配慮を要する幼児を受け入れている区内の私立幼稚園等設置者に対し、特別支援教育事業に要する経費を補助することで、受け入れ環境の充実を図ります。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

8.7 保育施設における障害児保育

(子ども施設課)

事業概要	目的	障害の有無に関わらず、集団の中でお互いに認めあい、共に育ちあう保育環境の実現を図る。				
	具体的内容	全ての公立園に、障害児対応としての正規保育士を1名配置し、さらに認定障害児4名につき会計年度任用保育士を1名、重度認定障害児1名につき会計年度任用保育士1名を配置し、安心して子どもを預けられる環境を整えます。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

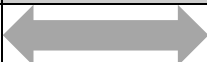
8.8 心理相談員の保育施設への巡回

(子ども施設課)

事業概要	目的	配慮が必要な子どもの保育に関する適切な助言を行うことで、健やかな発達を支援する。				
	具体的内容	心理相談員が保育園等を巡回し、配慮が必要な子どもの園での姿を観察し、施設職員、保護者に対して、その子に合った保育へのアドバイスを提供します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

89 学童クラブへの障害児の受入

(子育て政策課)

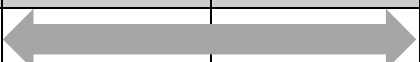
事業概要	目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない、特別な配慮が必要な就学児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。				
	具体的内容	障害のある子どもの受け入れ状況に応じて会計年度任用職員を配置するほか、心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、育成指導の充実を図ります。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

II 特別支援教育等の運営

教育の機会均等の精神に基づいて、特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育の提供を行います。

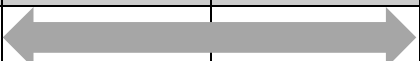
90 特別支援学級等の就学相談

(学務課)

事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。				
	具体的内容	児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた就学相談及び転学相談を実施します。また、特別支援教育に係る環境整備を行うため、特別支援学級運営に係る事業補助を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

91 就学奨励費の支給

(学務課)

事業概要	目的	教育の機会均等の精神に基づいて、保護者の教育費用の負担軽減を行い、円滑な義務教育の実施を図る。				
	具体的内容	特別な配慮を要する、特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費等を補助します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

基本目標③－方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

9 2 特別支援教育への対応

(指導室)

事業概要	目的	巡回相談やコーディネーター研修等により、特別な配慮を要する児童・生徒への校内支援体制の充実を図る。				
	具体的内容	特別支援教育推進のため、特別支援教室を全小中学校で実施します。さらに、LD、ADHD、高機能自閉症のために特別な配慮を要する児童・生徒に対して、医師等専門家による巡回相談を実施します。また、全小中学校で校内委員会を設置し、特別な配慮を要する児童・生徒への適切な対応を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

9 3 介助支援の実施

(学務課)

事業概要	目的	適切な支援があれば通常学級で学ぶことが可能な児童・生徒への教育の機会均等を図る。				
	具体的内容	車いすを利用している等の介助支援があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のために、必要に応じて介助員を配置します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

IV 経済的な支援

手当の支給により、障害のために必要となる特別な負担の軽減を図ります。

9 6 障害児福祉手当

(障害者福祉課)

事業概要	目的	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。				
	具体的内容	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対し、手当を支給します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	

9 7 児童育成手当(障害)

(子育て支援課)

事業概要	目的	知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。				
	具体的内容	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	

9 8 特別児童扶養手当

(子育て支援課)

事業概要	目的	精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。				
	具体的内容	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	

方向性(3) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

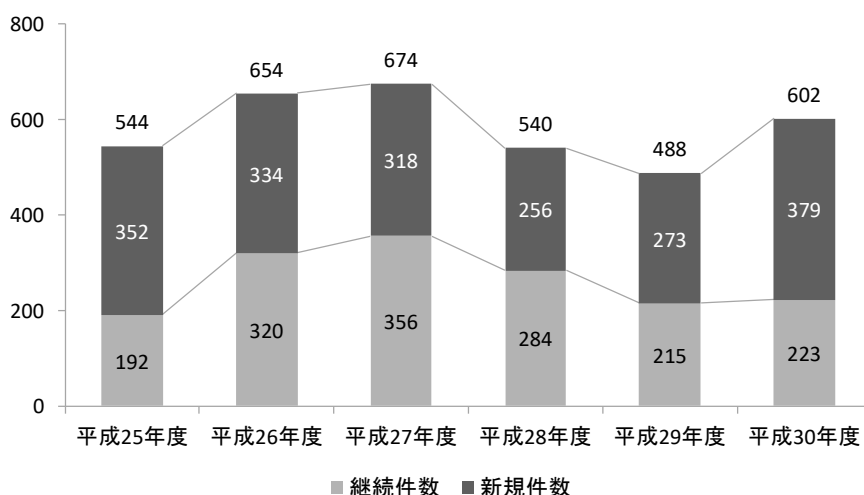
現状と課題

度重なる児童虐待事件を受け、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されたことを踏まえ、本区は地域の関係機関のネットワークによる支援に取り組み、虐待の予防、早期発見、適切な支援を行ってきました。

しかし、全国的にしつけと称した体罰やネグレクトなどの育児放棄による児童死亡事件は後を絶たず、体罰の禁止等が盛り込まれた改正児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律が、令和2年4月に施行されることになりました。大切な子どもの命を守るため、より一層児童虐待防止の取組を強化していくことが求められています。

さらに、経済的に困窮している家庭、子どもの貧困、ダブルケアを抱える家庭、いじめ・不登校の問題、医療的なケアが必要な子ども、外国にルーツを持つ子ども、性自認に悩む子どもなど、社会環境の変化に伴い、これまで以上に幅広い支援に取り組んでいくことが求められています。

＜子育て支援総合センターで対応した児童虐待相談件数の推移＞



今後の方向性

- 地域の関係機関が連携・協働するためのネットワークである墨田区要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、子育て支援総合センターを中心に、虐待をはじめ不適切な養育により被虐待に至る可能性のある児童を早期に発見し、事態の深刻化の防止を図るとともに、問題の解決に向けて取り組む体制構築を迅速に行います。
- 改正児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の主旨を踏まえ、子どもの権利擁護に関して、監護及び教育に必要な範囲を超えた懲戒の禁止、体罰によらない子育て等を啓発、推進していきます。
- 墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、区、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者が連携し、地域社会全体でいじめ問題の克服に取り組めます。
- 医療的ケアが必要な子どもを地域で支えていくための総合的な支援体制の構築に努めます。

102 周産期保健医療ネットワークシステムの運営 (本所保健センター)

事業概要	目的	地域の周産期医療機関相互のネットワークシステムの連携強化を図り、虐待の危険性が高い母子への早期の対応を図る。				
	具体的内容	周産期医療を取り扱う近隣の医療機関及び助産院と「周産期保健医療ネットワーク会議」を開催し、虐待ハイリスク母子の把握に努め、情報交換及び今後の連携についての検討を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

103 産後ケア事業 (向島保健センター、本所保健センター)


事業概要	目的	母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援する。				
	具体的内容	【宿泊型産後ケア】 母子を病院などの施設に宿泊させ、ケアを行います。 【訪問型乳房ケア】 助産師が自宅を訪問して、相談・助言を行います。 ※対象：産後4か月未満の母子				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

104 ショートステイ (子育て支援総合センター)

事業概要	目的	一時的に家庭での子どもの養育が困難になったとき等に、子どもを預かることで、家族の精神的・身体的な子育て負担の軽減を図る。				
	具体的内容	【子どもショートステイ】 保護者の出産、疾病、事故、育児不安などの理由により、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になったとき、区が委託する乳児院や区内の協力家庭で短期間（7日間程度）子どもを預かります。 【要支援家庭を対象としたショートステイ】 当該家庭への支援プログラムに基づき、乳児院等の実施施設で児童の養育、生活指導等を行い、関係機関等と連携して保護者への支援を行うことで、虐待防止につなげます。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

105 養育支援訪問事業

(子育て支援総合センター)

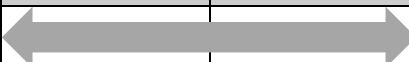
事業概要	目的	家族の状況等さまざまな原因で子どもの養育が困難になっている家庭に適切な養育支援を行うことで、保護者が安心して子どもを養育できる環境を整える。				
	具体的内容	母子保健事業等との連携の下、要支援家庭及び要保護家庭を訪問し、相談・指導、育児援助、家事援助等を行うことで、抱えている問題の解決、軽減を図ります。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

II さまざまな悩みを抱える家庭への支援

複雑・多様化する子どもの悩みに対応するため、相談窓口の充実、関係機関の連携強化等に取り組めます。

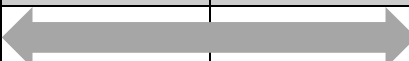
106 いじめ・不登校防止対策事業

(庶務課)

事業概要	目的	保護者、地域、事業者等の連携の下、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組を強化する。				
	具体的内容	「墨田区いじめ防止推進条例」に基づき策定した、いじめ防止対策基本方針やプログラムを推進するため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者による協議会を開催し、連携を強化します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						


107 スクールカウンセラーの配置

(指導室)

事業概要	目的	学校内の教育相談体制等を充実させ、いじめや不登校等の未然防止、改善・解決を図る。				
	具体的内容	全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

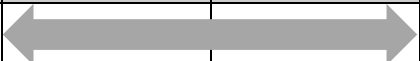
108 スクールサポート事業

(指導室)

事業概要	目的	学校・家庭・関係機関の連携の下、不登校や課題のある児童・生徒への支援や、保護者及び学校への援助に取り組む。				
	具体的内容	すみだスクールサポートセンターに派遣指導員を配置し、不登校や課題のある児童・生徒への学習指導、生活指導、教育相談等の支援と、保護者及び学校への援助を実施します。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携を強化した対応ができる体制をつくります。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

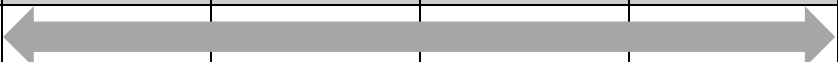
109 ステップ学級

(指導室)

事業概要	目的	長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導を行い、学校への復帰をめざす。				
	具体的内容	さまざまな理由により、長期間学校を欠席している児童・生徒に対して、学習や体験活動を通して指導、支援を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

110 教育相談事業


(すみだ教育研究所)

事業概要	目的	子どもたちに関わる諸問題を早期改善・解決することで、子どもたちの健やかな育ちを支援する。				
	具体的内容	教育相談室を開設し、教育上の諸問題、親子間の問題、子ども自身の悩み事について、臨床心理士等が面接や電話等で相談対応します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

基本目標③—方向性③) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援


1 1 1 医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営

(障害者福祉課)

事業概要	目的	医療的ケアが必要な子どもを地域全体で支援していくための環境を整える。				
	具体的内容	区の関係部署からなる庁内連絡会議を運営し、必要な情報共有、連絡調整等を行うことで、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を推進します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

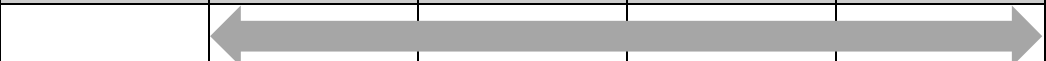
1 1 2 医療的ケア児の受入対策

(子育て支援課、子ども施設課、学務課)

事業概要	目的	医療的ケアが必要な子どもを、教育・保育施設で安全に受け入れるために必要な条件を整理する。				
	具体的内容	幼稚園、保育園、小学校、中学校等にいたるまで、受入が可能な医療的ケア児を継続的に支援するために必要な人員体制、施設環境等について、調査・検討を行います。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

1 1 3 重症心身障害児(者)等介護者支援事業

(障害者福祉課)

事業概要	目的	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の家庭に看護師等を派遣し、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息を図る。				
	具体的内容	区内に住所があり、在宅で家族等の介護を受けながら生活していて、日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている上で、一定の要件を満たす方を対象に、その家庭へ看護師等を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、介護者が休息を取れるようにします。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	
						

1 1 4 外国籍等児童・生徒への支援 (指導室)

事業概要	目的	帰国・外国人児童・生徒への対応として、日本語初期指導、学校生活への適応等、個に応じた学習支援の充実を図る。				
	具体的内容	「すみだ国際学習センター」を拠点校とした通級等の学習支援を中心に、必要に応じて日本語教室の設置、日本語指導の教師の配置に取り組めます。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

1 1 5 思春期相談 (本所保健センター)

事業概要	目的	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助を行い、本人や家族の孤立を防ぎ、問題の明確化と解決を図る。				
	具体的内容	学齢期から青年期において生じる、夜型生活などの不規則な生活、過剰なダイエット、引きこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、暴力、発達の心配等の相談に応じます。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

1 1 6 生活困窮者学習支援事業 (生活福祉課)

事業概要	目的	生活困窮者世帯の子どもに対し学習支援・生活支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図る。				
	具体的内容	ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、生活困窮世帯の中学生高校生を対象にした通年の学習会を実施し、参加世帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強化します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

Ⅲ 経済的な支援

手当の支給、助成の実施等により、子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て家庭が安心して育児できる環境を整えます。

117 児童手当

(子育て支援課)

事業概要	目的	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。				
	具体的内容	中学校修了前の子どもを養育している方に手当を支給します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

118 私立幼稚園等園児の保護者への助成

(子ども施設課)

事業概要	目的	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の負担軽減及び幼児教育の振興と充実を図る。				
	具体的内容	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等へ入園し、保育料と入園料を納入した園児の保護者に保育料と入園料の一部を補助することで、公私格差を是正し、保護者の経済的負担を軽減します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

119 認証保育所保育料負担軽減補助事業

(子ども施設課)

事業概要	目的	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。				
	具体的内容	認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在園した場合の保育料との差額を基準として、保護者に対して補助金を助成します。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中高生	

120 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 (国保年金課)

事業概要	目的	出産前後の国民年金保険料を免除し、次世代育成支援を図る。				
	具体的内容	国民年金第1号被保険者について、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料を免除し、当該期間を保険料納付済期間とします。				
対象ライフステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	

121 就学援助 (学務課)

事業概要	目的	保護者の経済的な負担軽減を図り、経済的な状況に関わらず安心して就学できる環境を整え、すべての児童・生徒の義務教育のより円滑な実施をめざす。				
	具体的内容	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。				
対象ライフステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	

122 受験生チャレンジ支援貸付事業 (厚生課)

事業概要	目的	中学生や高校生の進学に要する保護者の費用負担を軽減し、進学機会均等を図る。				
	具体的内容	中学3年生、高校3年生の進学を支援するため、一定所得以下の世帯の保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の費用を貸付けます。なお、貸付け対象である学校へ入学した場合などには返済が免除されます。				
対象ライフステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	

123 墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業 (厚生課)

事業概要	目的	私立高等学校等への進学に関し、必要な入学金の調達が困難な保護者に、これらの資金を貸付け、進学機会均等を図る。				
	具体的内容	金融機関等からの借り入れができず、入学金等の確保が困難な保護者の方に、私立高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設費等を、入学者一人につき50万円を限度に貸付けます。				
対象ライフステージ	妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	